

# PCB 含有安定器の保有に関するお尋ね

設問の回答は同封の「回答用はがき」に記入し、  
返送（切手貼付不要です）をお願いします。

使用中の照明設備は触れると感電のおそれがありますので、調査にあたっては、電気事業者または、ビル管理法の対象のビルではメンテナンス会社にご相談・確認ください。なお、名古屋市では、職員による個別の調査及び業者の紹介等は行っておりませんのでご了承ください。

建物のしゅん工図書、過去に調査した記録等がある場合は、それらをもとにご記入ください。

## 設問 1 所有物件の建築時期・用途について

●昭和 52 年(1977 年)3 月以前に建築された**事業用建物**や、**アパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

**名古屋市内で昭和 52 年 3 月以前に建築された事業用建物を所有されているかをお聞きします。**

(過去に事業を行った建物や、アパート・マンション等の共同住宅も事業用建物に含まれます。)

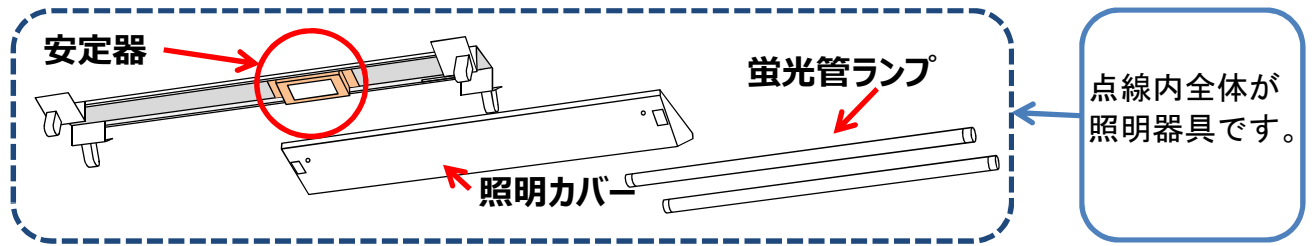
※設問の回答は、同封の「回答用はがき」の「設問 1」に記入してください。



**設問 2 へ (裏面へ)**

## 設問 2 照明器具の交換について

- 照明器具とは、蛍光管ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



設問 1 で「はい」と回答した建物が、昭和 52 年(1977 年)4 月以降に、全ての照明器具を交換し、処分しているかをお聞きます。

※設問の回答は、同封の「回答用はがき」の「設問 2」に記入してください。

(複数の建物をお持ちの方は、1 つでも当てはまらないものがあれば、「いいえ」を選択してください。)

- 設問 2 で「いいえ」と回答した建物については、PCB 含有安定器が設置または保管されている可能性があります。別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。



設問 3 へ

## 設問 3 照明用安定器の PCB 使用について

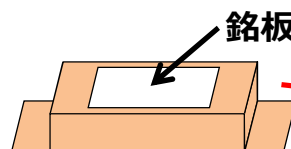
PCB 含有安定器を保管または設置しているかをお聞きます。

※設問の回答は、同封の「回答用はがき」の「設問 3」に記入してください。

- 設問 3 で「未調査」と回答された場合、PCB の調査に関する文書が再度届く場合があります。

※名古屋市内における PCB 使用安定器の処分期限は令和 3 年 3 月 31 日までです。処分期限を過ぎて PCB 廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具には PCB は使われていません。



蛍光灯の安定器

照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認。